

監 査 報 告 書

滋賀県立大学同窓会 「湖風会」

会長 中 川 富 美 江 殿

私たち監事は、湖風会会則第 10 条第 5 項の規定により令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 年度の会計および会務執行の状況を監査しました。

その結果、会長が総会に提出する活動報告並びに決算書〔湖風会一般会計決算書および湖風会特別会計(旧単位同窓会寄附金)決算書〕は適正である事を認めます。

なお、次の点について考慮されたい。

特別会計の定期預金の預入先を集約化すること。

令和 7 年 5 月 10 日

滋賀県立大学同窓会 「湖風会」

監事

安田佐登志

監事

大菅尚子